

2023年10月19日 全7頁

# 若い世代に限れば 遺族厚生年金の男女差解消は可能

## 「夫婦のみの世帯」の夫婦それぞれの年収分布に基づく分析

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟  
リサーチ本部 島本 高志

### [要約]

- 社会保障審議会年金部会では遺族年金の支給要件の男女差解消に向けた議論が進められている。男女差は、配偶者死亡時に18歳未満の子がいない場合の遺族厚生年金について特に顕著で、現行では原則女性にのみ行われる終身給付を、有期給付または廃止とする方向で検討が行われている。
- 本レポートでは「夫婦のみの世帯」の夫婦それぞれの年齢階級別の年収分布をもとに、本人年収200万円を経済的自立の目安として、遺族厚生年金の必要性につき再考した。
- 「夫婦のみの世帯」の夫は、20代から50代にかけて、本人年収200万円未満の割合が低く、妻が亡くなった場合に経済的自立が困難となる者は少ない。「夫婦のみの世帯」の妻は若い世代においては年収200万円未満割合が同年代の未婚女性と同程度にとどまり、かつ、今後も低い状態を保つものと見込まれる。他方、一定世代より上では年収200万円未満割合が半数を超えている。世代の線引きの目安としては、2022年時点の30代以下である、1983年以後生まれ頃とすることが考えられる。
- 以上を踏まえると、配偶者死亡時に18歳未満の子がいない場合の遺族厚生年金について、1983年生まれ頃以後の世代につき、有期給付または廃止とすることで男女差を解消することが考えられる。

## 1. 遺族年金をめぐる現状とこれまでの検討経緯

### 「夫婦のみの世帯」で遺族年金の男女差が顕著

遺族年金は、家計を支える者が死亡した際に、残された遺族の所得保障を行うものである。子が18歳に達するまでの給付である遺族基礎年金は男女差がないが、遺族厚生年金には、男性が主たる家計の担い手であることを前提とした給付設計が残り、支給要件や支給期間には男女差がある（図表1）。

配偶者死亡時に18歳未満の子がいる場合、末子が18歳に達するまでの期間については、夫と妻どちらが亡くなった場合でも（子に支給されるか配偶者に支給されるかという違いを除けば）遺族厚生年金が支給され、男女差はない。ただし、夫（正確には、子）への遺族厚生年金は末子が18歳に達した時点で打ち切られるのに対し、妻への遺族厚生年金は終身で行われる点で男女差が残っている。

配偶者死亡時に18歳未満の子がいない場合は、特に男女差が顕著である。夫の死亡時に妻が30歳以上であれば、妻には終身で遺族厚生年金が支給されるが、妻の死亡時に夫が30歳以上であっても（夫が55歳以上でない限り）夫には遺族厚生年金は支給されない。

夫の死亡時に妻が30歳未満の場合は、妻には夫の死亡後5年間に限り遺族厚生年金が支給されるが、妻の死亡時に夫が30歳未満であっても夫に遺族厚生年金は支給されない。

図表1 遺族年金の男女の支給要件と支給期間の違い

	遺族年金の支給期間	末子が18歳に達するまでの期間	末子が18歳に達した後の期間	
			遺族配偶者が60歳未満の期間	遺族配偶者が60歳以上の期間
被保険者死亡時に18歳未満の子がいる	妻が遺族（夫が死亡）	遺族厚生年金 遺族基礎年金	遺族厚生年金	
	夫が遺族（妻が死亡）	遺族厚生年金（原則的に支給） 遺族基礎年金	支給なし	遺族厚生年金（※） ※ 被保険者死亡時に夫が55歳以上であった場合のみ夫に終身給付
被保険者死亡時に18歳未満の子がいない	遺族年金の支給期間	遺族配偶者が60歳未満の期間		遺族配偶者が60歳以上の期間
	被保険者死亡時に遺族配偶者が30歳以上	妻が遺族（夫が死亡）	遺族厚生年金	
		夫が遺族（妻が死亡）	支給なし	遺族厚生年金（※） ※ 被保険者死亡時に夫が55歳以上であった場合のみ夫に終身給付
	被保険者死亡時に遺族配偶者が30歳未満	妻が遺族（夫が死亡）	遺族厚生年金（5年間のみ）	配偶者死亡後5年後からは支給なし
夫が遺族（妻が死亡）		支給なし		

（注）遺族厚生年金の支給額は、妻が遺族の場合のみ（遺族基礎年金が支給されず、かつ、妻が40歳以上65歳未満である期間に）「中高齢寡婦加算」がある点に男女差がある。

（出所）法令等をもとに大和総研作成

## 2025年改正での男女差の解消に向けた議論

諸外国において、配偶者が亡くなった場合の現役期の遺族年金は、養育する子がいる間は支給されるが、養育する子がいなかった場合には給付がないか有期の給付となっているものが多い。養育する子がいなかった夫婦において、男性も女性も就労することが一般的である場合、現役期にお

ける保障の必要性は必ずしも高くないものと考えられる。

これを踏まえ、社会保障審議会年金部会が 2015 年にまとめた報告書では、「男性も女性ともに生計を維持する役割を果たしているという考え方のもと、制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するというのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様であると考えられる」<sup>1</sup>と整理している。

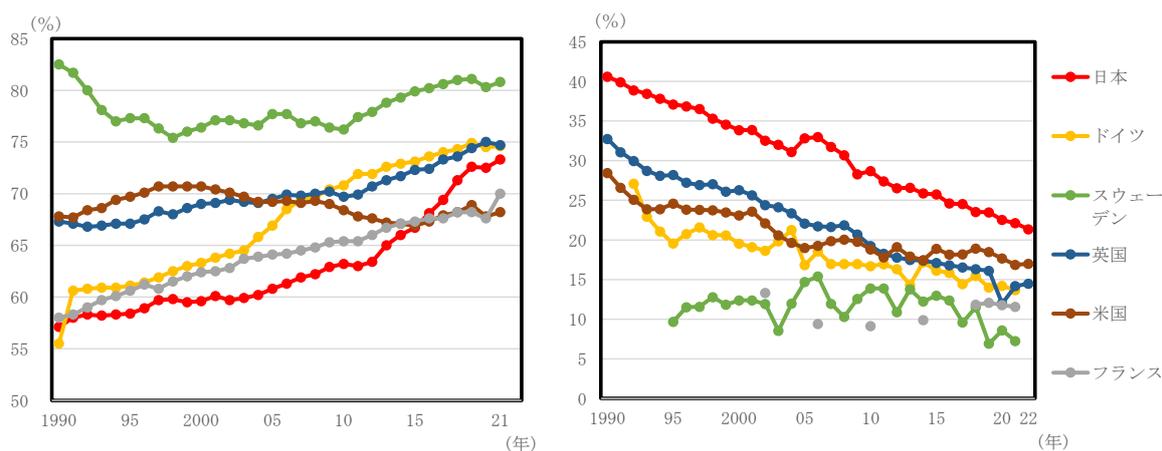
現在、社会保障審議会年金部会では、その後の労働市場の変化を踏まえ、2025 年の法改正に向けて、改めて、遺族厚生年金の男女差の解消が可能か、検討が進められている。

欧米の事例では、遺族給付の支給要件における男女差は、受給権が認められない男性遺族のみならず女性の保険料拠出者への差別的な取扱いであるとの理解の下、男女平等の理念に重きが置かれ、就労環境における男女差が残存する中で、1970 年代から 1990 年代にかけて遺族給付における男女差の解消が実現されている。

2021 年現在の日本の女性の労働参加率（73.3%）は米国やフランスを上回っている。現時点で比較すると日本は英国やドイツを下回るが、1990 年代当時の英国やフランスよりは高い水準にある（図表 2 左）。

2022 年現在の男女の賃金格差は、日本（21.3%）は欧米と比べると格差が大きいが、1990 年代当時のドイツと概ね同程度で、1990 年代当時の英国、米国よりは格差が小さいものと言える（図表 2 右）。

図表 2 主要国の女性の労働参加率（左）と男女の賃金格差（右）の推移



(注) 労働参加率は 15～64 歳。男女の賃金格差 (gender wage gap) は、フルタイム労働者における男性の所得の中央値に対する男女の所得の中央値の差の比率を示す。国によってデータがない年がある。

(出所) OECD Data、OECD. Stat より大和総研作成

<sup>1</sup> 厚生労働省「社会保障審議会年金部会における議論の整理」社会保障審議会年金部会（2015 年 1 月 21 日）

これらをもとにすると、「少なくとも、現在の日本における労働市場の男女間格差は、80年代、90年代の欧米諸国の状況とほぼ変わらないところまでは縮小」<sup>2</sup>しており、「日本も遺族年金の男女差を解消する時期に来た」ものと考えられる。

もっとも、実際に遺族年金の男女差を解消する際には、「女性の非正規雇用の多さなど、労働力率や賃金格差だけでは測れない男女差があること」<sup>3</sup>にも注意が必要である。

そのため、本レポートにおいては、配偶者死亡時に18歳未満の子がいない「夫婦のみの世帯」において、雇用形態や就業の有無を問わない夫と妻それぞれの年齢階級別の年収分布を分析することにより、遺族厚生年金の必要性について再考する。

## 2. 「夫婦のみの世帯」における男女別年収分布の分析

18歳未満の子がいない者における配偶者死亡後の遺族年金の必要性を検討する際には、実際にこれに該当する世帯の年収の分布を分析することが有効だが、公的統計が十分でない。

もっとも、18歳未満の子がいない世帯においては、配偶者が亡くなった場合も、夫・妻がともに従前の所得を得られる可能性が高いものと考えられる<sup>4</sup>。このため、本分析では、「夫婦のみの世帯」の夫と妻それぞれの所得分布を、18歳未満の子がいない夫婦の世帯における配偶者死亡後の夫または妻の所得の代替として見ていく。具体的には、経済的に自立することが可能な所得水準として本人のみの収入（税込み）で年収200万円を目安に設定し、配偶者死亡後の経済的自立の可能性につき検討した<sup>5</sup>。

### 「夫婦のみ世帯」の30代妻の経済自立度は同年代の未婚女性と同程度

図表3は、2022年時点の男女別・年齢階級別・配偶関係別の年収200万円未満割合である。

「夫婦のみの世帯」の夫は、年収200万円未満割合が低く、20代（20歳未満を含む）で5.3%、年齢が上がると割合が上昇するが、50代でも10.9%にとどまる。男性の場合、一定の収入がないと結婚が難しいことが指摘されている<sup>6</sup>。逆にいうと、結婚した男性のほとんどは一定の収入があるということであり、「夫婦のみの世帯」で妻が死亡し夫が残されたとしても、夫に一律に所得保障を行う必要性は低いだろう。

<sup>2</sup> 第6回社会保障審議会年金部会（2023年7月28日）における百瀬優委員の発言。なお、本レポート著者の一人の是枝も、同日の年金部会にて同趣旨の発言を行っている。

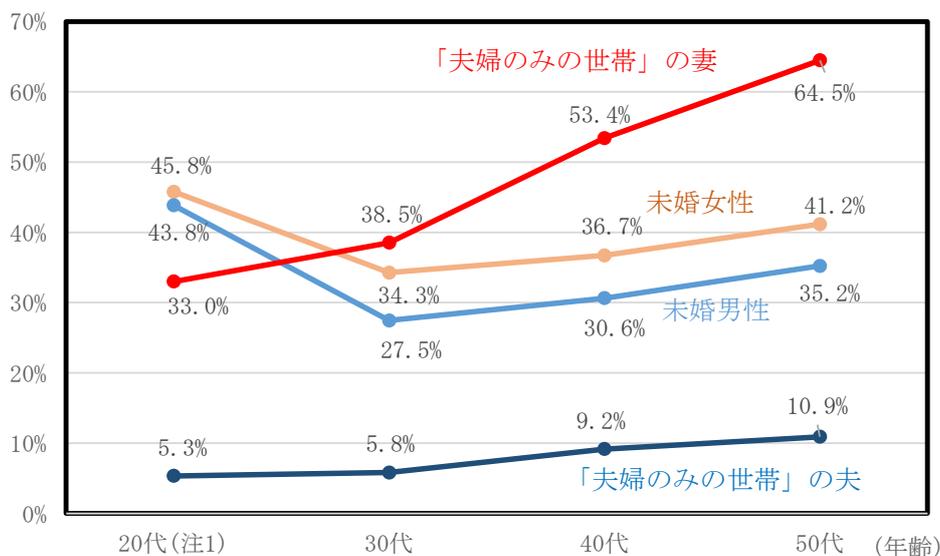
<sup>3</sup> 第6回社会保障審議会年金部会（2023年7月28日）における百瀬優委員の発言。

<sup>4</sup> 65歳未満の妻で遺族厚生年金のみの受給者（夫の死亡時に18歳未満の子がいない妻）のうち被保険者の死亡前に就業していた者は、多数が引き続き就労している（厚生労働省年金局「遺族年金制度」第6回社会保障審議会年金部会資料1（2023年7月28日））。

<sup>5</sup> 税込み年収200万円であれば手取り年収が約160万円となり、単身世帯の生活保護支給基準や相対的貧困ライン（等価可処分所得の中位値の1/2）を上回る。

<sup>6</sup> 例えば、内閣府「平成23年版 子ども・子育て白書」では、20代・30代の男性は年収300万円を境に既婚率に大きな違いが見られることを指摘している。

図表 3 男女別・年齢階級別・配偶関係別の年収 200 万円未満割合（2022 年）



(注 1) 夫婦のみの世帯の「夫」および「妻」は 20 歳未満を含む。

(注 2) 家族従業者は年収 200 万円以上とみなした。

(出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」より大和総研作成

20 代の「夫婦のみの世帯」の妻は、同年代の未婚女性よりも年収 200 万円未満割合が低い。これは、就職した後に結婚することが多く、かつ、結婚を理由に退職することは少ないためと考えられる<sup>7</sup>。「夫婦のみの世帯」で、配偶者が死亡し、20 代の妻が残されたとしても、その残された妻は、同年代の未婚女性よりも経済的に自立していることが多い。

30 代の「夫婦のみの世帯」の妻の年収 200 万円未満割合は 38.5%であり、同年代の未婚女性のその 34.3%とあまり変わらない水準である。

40 代および 50 代では「夫婦のみの世帯」の妻の過半数が年収 200 万円未満であり、かつ、同年代の未婚女性よりも年収 200 万円未満割合が 15%pt 以上高い。

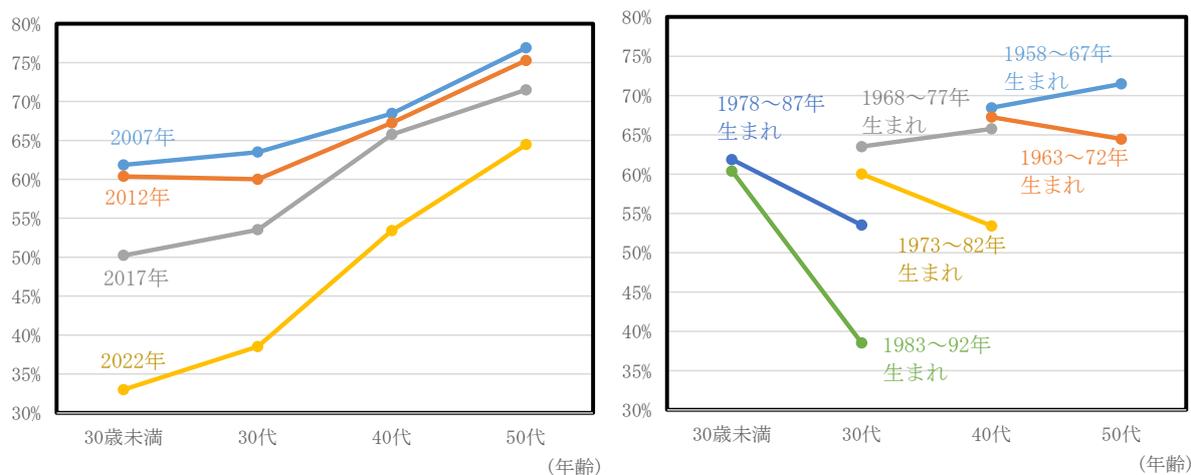
2022 年時点の所得分布から見ると、18 歳未満の子のいない世帯において夫が死亡した場合、夫の死亡時に妻が 30 代以下であれば所得保障の必要性は低いが、妻が 40 代以上であれば現在も一定程度所得保障の必要があるものと考えられる。

### 年齢効果よりも世代効果の方が大きい

図表 4 は、「夫婦のみの世帯」の妻の年齢階級別の年収 200 万円未満割合の時点ごと、および世代ごとの変化を示したものである。

<sup>7</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」によると、2015 年～2019 年に結婚した女性のうち、93.8%は結婚前の時点で就業しており、うち 85.1%は結婚後も就業を継続している。

図表 4 「夫婦のみの世帯」の妻の年収 200 万円未満割合の推移（左：時点ごと、右：世代ごと）



(注) 30歳未満は20代とみなし世代を求めた。家族従業者は年収200万円以上とみなした。  
(出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」より大和総研作成

図表 4 左を見ると、いずれの年においても、年齢階級が上がるほど、年収 200 万円未満割合は高くなっている。

しかし、図表 4 右で同じ世代について比較すると、必ずしも年齢の上昇によって年収 200 万円未満割合が上昇するわけではないことがわかる。データの制約上、同じ世代につき 2 時点 (10 年間) の変化しか確認できないが、少なくとも次のことは言える。

30歳未満から30代にかけては、1978~87年生まれおよび1983~92年生まれのいずれの世代も年収200万円未満割合が低下している。30代から40代にかけて、および、40代から50代にかけては、200万円未満割合が上昇するケースと低下するケースがあったが、上昇するケースにおいても上昇幅は30代から40代にかけて+2.3%pt (1968~77年生まれ)、40代から50代にかけて+3.0%pt (1958~67年生まれ)にとどまっている。

他方、図表 4 右で同じ年齢階級につき、世代別に比較すると、いずれの年齢階級でも後に生まれた世代ほど、年収 200 万円未満割合が低くなっている。

このことから、「夫婦のみの世帯」の妻の年収 200 万円未満割合の年齢階級による違いは、年齢効果より、むしろ世代効果の方が大きいことが考えられる。

5年ごとの統計であるため、どの世代から線を引くかは幅を持って検討する必要があるが、目安として、2022年時点で30代である1983年以後生まれ頃の世代からは、「夫婦のみの世帯」の妻につき、今後、年齢が上がっても(子を持たない限り)経済的な自立を保つ者が多く、夫が亡くなった場合における保障の必要性は低いものと見込まれる。

### 3. 政策的示唆

「夫婦のみの世帯」の夫は 20 代から 50 代のいずれの年代でも年収 200 万円未満割合が低く、妻が亡くなった場合における保障の必要性は低い。「夫婦のみの世帯」の妻は若い世代においては年収 200 万円未満割合が同年代の未婚女性と同程度にとどまり、かつ、今後も低い状態を保つものと見込まれるため、夫が亡くなった場合における保障の必要性は比較的低いものといえる。他方、一定世代より上では年収 200 万円未満割合が半数を超えており、なお保障の必要性があるだろう。世代の線引きの目安としては、2022 年時点の 30 代以下である、1983 年以後生まれ頃と考えられる。

以上の分析を踏まえると、1982 年生まれ頃までの世代には経過措置として現行制度を残し、1983 年生まれ頃からの世代につき、配偶者の死亡時に 18 歳未満の子がいない世帯における遺族厚生年金の男女差を解消し、有期給付に移行するか廃止することが考えられる<sup>8</sup>。

ただし、1983 年生まれ頃以後の世代であっても、制度改正前までに配偶者が死亡し、既に終身年金の受給権を得ている者については、遺族年金の受給を前提とした生活をしているため、経過措置として現行の終身給付を維持した方がよいものと考えられる<sup>9</sup>。また、遺族厚生年金には、現役期の所得保障のほか、「高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足」や「死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承」といった機能もある<sup>10</sup>。現役期において遺族年金を有期給付または廃止とした場合、高齢期の保障のあり方は別途検討する必要がある<sup>11</sup>。

【以上】

<sup>8</sup> 配偶者の死亡時に 18 歳未満の子がいる世帯における、末子が 18 歳に達した後の給付について有期化または廃止とできるかについては、18 歳未満の子のいる世帯における夫婦の所得分布や中高齢女性の再就職の可能性などを踏まえ、別途検討する必要がある。

<sup>9</sup> 第 6 回社会保障審議会年金部会（2023 年 7 月 28 日）において、嵩さやか委員は「現在ニーズを抱えている方々に予期せぬ変更を強いることは望ましくないので、十分な経過措置を設ける必要がある」と指摘している。

<sup>10</sup> 百瀬優（2022）「遺族年金の性格と現行制度の課題」、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構『年金と経済』第 159 号、pp. 3～9

<sup>11</sup> 具体的には、離婚時分割と同様に配偶者の死亡時に年金納付記録を分割する死亡時年金分割案（島村暁代（2022）「高齢期の女性の社会保障給付」、国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』2022、vol. 7、pp. 26-38）や、現役期には遺族厚生年金を「支給停止」としておき 65 歳以上となってから支給を再開する支給停止案（高橋俊之（2023）「年金制度の理念と構造～課題と将来像 第 11 回 遺族年金の仕組みと課題」、社会保険実務研究所『週刊 年金実務』2023 年 6 月 12 日発行号）などが提案されている。